

開催期日 令和8年2月12日

開催場所 中島村役場 2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和8年2月12日 午後1時30分
閉 会 令和8年2月12日 午後2時27分
場 所 中島村役場 2階会議室

2. 会議に提出した議案

報告第1号 地域計画変更(案)に対する意見(回答)について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
～第10号 処分について
議案第11号 現況確認証明申請に対する処分について
議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画
(案)に対する意見の決定について
協 議 事 項 令和8年度中島村農作業労賃協定額の設定(改定)
について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者9名・欠席者3名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野木重徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 松本美和

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和8年第2回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長(あいさつ)

皆さんこんにちは。ブロッコリーも播種期の時期にもなってきて、お忙しい
中総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

早速議事に入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局長

農業委員1名及び推進委員2名の欠席を報告し、中島村農業委員会会議規則
第4条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事進行を行う旨
を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、1番大木一男農業委員、3番長田信夫農業委
員を指名した。

議 長

報告第1号地域計画変更(案)に対する意見(回答)について、事務局に説
明を求めた。

事務局長

報告第1号地域計画変更（案）に対する意見（回答）について議案書に従い朗読説明した。

議長

報告事案の説明を終了する旨を宣した。

議長

続いて、議案第1号の審議の前に、中島村農業委員会会議規則第10条の規定により、4番小針一男農業委員及び5番吉田健司推進委員の除斥を求めた。

——— 暫 時 休 議 ———

議長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第1号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている水野谷推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第1号受付番号第3号につきまして、2月5日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理の行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、また、譲受人は親族の協力を得ながら耕作する予定であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番吉田定雄農業委員

議案第1号受付番号第3号につきまして、只今の水野谷推進委員からの報告内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても2月5日に確認いたしました問題はなく、譲受人は親族の協力を得ながら耕作する予定であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

4番小針一男農業委員及び5番吉田健司推進委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

再開する旨を宣し、4番小針一男農業委員及び5番吉田健司推進委員に対し、議案第1号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番鈴木和宏推進委員

議案第2号受付番号第4号につきまして、2月4日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、被設定人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番小林均農業委員

議案第2号受付番号第4号につきまして、只今の鈴木推進委員からの報告内容については間違いございません。また、鈴木推進委員と同様に、現地についても2月4日に確認いたしましたが問題はなく、また、被設定人は農家であり、耕作についても問題ないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番鈴木和宏推進委員

議案第3号受付番号第5号につきまして、2月4日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、被設定人は認定農業者であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番小林均農業委員

議案第3号受付番号第5号につきまして、只今の鈴木推進委員からの報告内容については間違いございません。また、鈴木推進委員と同様に、現地についても2月4日に確認いたしました問題はなく、また、被設定人は認定農業者であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第6号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている水野谷推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第4号受付番号第6号につきまして、2月7日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、被設定人は農家であるため、耕作についても問題ないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番大木一男農業委員

議案第4号受付番号第6号につきまして、只今の水野谷推進委員からの報告内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても2月7日に確認いたしましたが無問題で、また、被設定人は農家であるため、耕作についても問題ないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号から議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、借り手が同一人物であるため一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第5号から議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号から議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号受付番号第7号から議案第10号受付番号第12号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている小室推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第5号受付番号第7号から議案第10号受付番号第12号につきまして、2月7日に、設定人・●●●●さん・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、被設定人は農家であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番小針一男農業委員

議案第5号受付番号第7号から議案第10号受付番号第12号につきまして、只今の小室推進委員からの報告内容については間違いございません。また、小室推進委員と同様に、現地についても2月7日に確認いたしました問題はなく、また、被設定人は農家であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

議 長

異議ないものと認め、議案第5号から議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第11号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第11号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第11号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている小室推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第11号受付番号第2号につきまして、本日9時より、申請人・●●●●さん、小針委員・小林会長・私を含めた農業委員2名・推進委員1名、及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、畑の様相は無く、大部分に竹林が茂っている状況でした。説明では、30年程前より周囲の竹林が広がり畑として維持できず、耕作できなくなったことから現在に至っているようです。農地へ復元するための物理的な条件整備が困難であり、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番小針一男農業委員

議案第11号受付番号第2号につきまして、只今の小室推進委員からの報告内容については間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、小室推進委員と同様、非農地化してから長期間が経過しており、農地への復元も困難であるため、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第11号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第12号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第12号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第12号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番加藤貴裕推進委員

議案第12号令和7年度3月公告分につきまして、2月5日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました但問題はなく、県農業振興公社を通じての貸し借りであり、また、借り手は認定農業法人であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

事務局

本日欠席されている芳賀農業委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第12号令和7年度3月公告分につきまして、只今の加藤推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、加藤推進委員と同様、現地についても2月5日に確認いたしました但問題はなく、県農業振興公社を通じての貸し借りであり、また、借り手は認定農業法人であるため耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第12号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、協議事項・令和8年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局

協議事項・令和8年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）について議案書に従い朗読説明した。

議 長

事務局より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

議 長

事務局で最低賃金の1,033円に労働時間を掛けて、ある程度算出したということです。近隣市町村の平均よりも若干は安くなっておりますが、中島村の昨年度の協定額よりは若干上がってはいます。その点に関して皆さんから意見等聞ければと思いますがいかがでしょうか。

3番天倉健推進委員

金額がどうこうではなく、事前にいただいた資料を見て思ったのですが、刈取～乾燥のところ、刈取は10aあたりで良いと思うのですが、乾燥も含めてなぜ10aあたりになっているのかなと疑問に思いました。乾燥は具体的には量なのかなと思うのですが。

議 長

量にすると刈取と乾燥で分かれてしまいますよね。作業の流れとして今まで10aあたり刈取と乾燥を含めて24,500円という金額で設定しているということですね。また、刈り取る側もやってもらう側も反別で設定してもらった方が分かりやすいというものもあるかと思えます。

事務局長

表にはモミ乾燥のみという欄がありますが、どの市町村も設定していませんね。

3番天倉健推進委員

分かりました。ありがとうございます。

事務局長

事務局からですが、上から3行目の田畑草刈作業を8,000円に設定していますが、昨年度を見ると一般農作業の金額と揃えていますので、今回も8,300円に修正して提案させていただきたいのですが。

議 長

一般農作業の8,300円と合わせたいということですが皆さんいかがですか。

5番吉田定雄農業委員

一般農作業は8時間ですが、田畑草刈作業は機械持込みで6時間なんですね。

議 長

そうですね。機械代も含めてこの金額でということなんでしょうね。機械を使わなければもっと安くなるのでしょうから。今はシルバーの方が高くて1時間1,500円ほどかかったかと思えますし、田畑の草刈はやらなくなってしまいましたから。誰かやってくれる人がいれば8,300円でお願ひするようになるということですね。また、こちらの金額はあくまで基準になりますので、9,000円で頼む方も中にはいると思えます。改めて、田畑草刈作業の金額を一般農作業の金額と揃えてもよろしいでしょうか。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

その他、質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

協議事項・令和8年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）については、以上の内容で中島村農作業労賃協定会議に諮問する旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事務局

その他に入る旨を宣した。

一点目 農地法許可申請等の締切日変更について

締切日を毎月1日としていたが、令和8年4月より毎月25日（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）に変更する。

一点目 次回の農業委員会総会は、3月16日（月）に生涯学習センター輝ら里で行う。

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和8年2月12日 午後2時27分